

協議 4 号

長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程及び長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野県学校職員の勤務時間についてフレックスタイム制が導入されるため、本市の学校職員（県が給料等を負担する学校職員に限る。以下同じ。）の勤務時間についても同様に見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正（第 1 条関係） 校長は、公務の運営に支障がないと認める場合には、学校職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で週を単位として教育委員会が定める期間ごとの期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分となるように、週休日（日曜日及び土曜日をいう。）のほか、に当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該学校職員の勤務時間を別に定めることができるものと定める。 (2) 長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正（第 2 条関係） 地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う所要の条文整備を行う。
3 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 3 月 1 8 日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日

長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程及び長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令（案）

（長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正）

第1条 長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程（平成2年長野市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）及び」を「）並びに」に改め、「第17号）」の次に「及び長野市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（令和元年長野市条例第16号）」を加える。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員

第3条第1項中「割り振らない日」の次に「（第3項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 校長は、学校職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員その他県が給料等を負担する学校職員に限る。以下この項において同じ。）について、学校職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該学校職員の勤務時間を別に定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前2項の規定にかかわらず、教育委員会が定めるところにより、学校職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として教育委員会が定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該学校職員の勤務時間を別に定めることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を定めるものとする。

第4条の見出しを「（週休日の振替等）」に改め、同条第1項中「振替え」を「振替、勤務時間を割り振らない日（前条第3項の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替」に改め、同項ただし書中「振替」の次に「、勤務時間を割り振らない日の振替」を加える。

（長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第2条 長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（令和5年長野市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程 平成2年4月28日長野市教育委員会訓令第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例(昭和27年長野県条例第69号) <u>並びに長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和41年長野市条例第17号) 及び長野市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(令和元年長野市条例第16号)</u> 並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)の規定に基づき、学校職員の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において「学校職員」とは、長野市立学校に勤務する次に掲げる職員をいう。 (1)・(2) 略 <u>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u> <u>(4) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u> <u>(5)・(6) 略</u> (週休日及び勤務時間)</p> <p>第3条 学校職員の週休日(勤務時間を割り振らない日 <u>(第3項の規定によるものを除く。)</u>)をいう。以下同じ。)は、日曜日及び土曜日とする。ただし、育児短時間勤務職員等については必要に応じ育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの間において、校長(学校給食センターにあつては、所長。以下同じ。)が週休日を定め</p>	<p>○長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程 平成2年4月28日長野市教育委員会訓令第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例(昭和27年長野県条例第69号) <u>及び長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和41年長野市条例第17号)</u> 並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)の規定に基づき、学校職員の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において「学校職員」とは、長野市立学校に勤務する次に掲げる職員をいう。 (1)・(2) 略 <u>(新設)</u> <u>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u> <u>(4)・(5) 略</u> (週休日及び勤務時間)</p> <p>第3条 学校職員の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)は、日曜日及び土曜日とする。ただし、育児短時間勤務職員等については必要に応じ育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの間において、校長(学校給食センターにあつては、所長。以下同じ。)が週休日を定めるものとし、定年前再任用短時間勤務職</p>

改正後	改正前
<p>るものとし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの間において、校長が週休日を定めることができるものとする。</p>	<p>員、任期付短時間勤務職員及び特定業務等従事任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの間において、校長が週休日を定めることができるものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p><u>3 校長は、学校職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員その他県が給料等を負担する学校職員に限る。以下この項において同じ。）について、学校職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該学校職員の勤務時間を別に定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前2項の規定にかかわらず、教育委員会が定めるところにより、学校職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として教育委員会が定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該学校職員の勤務時間を別に定めることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を定めるものとする。</u></p> <p><u>（週休日の振替等）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（週休日の振替え及び半日勤務時間の割振りの変更）</u></p>
<p>第4条 週休日の振替、勤務時間を割り振らない日（前条第3項の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替及び半日勤務時間の割振りの変更は、校長が行うものとする。ただし、週休日の振替、勤務時間を割り振らない日の振替又は半日勤務時間の割振りの変更を行つた後において、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p>	<p>第4条 週休日の振替え及び半日勤務時間の割振りの変更は、校長が行うものとする。ただし、週休日の振替又は半日勤務時間の割振りの変更を行つた後において、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>

長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 令和5年11月6日長野市教育委員会訓令第2号</p> <p>附則 (経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された学校職員（以下「暫定再任用学校職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用学校職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された学校職員とみなして、この訓令による改正後の長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程を適用する。</p>	<p>○長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 令和5年11月6日長野市教育委員会訓令第2号</p> <p>附則 (経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された学校職員（以下「暫定再任用学校職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用学校職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された学校職員とみなして、この訓令による改正後の長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程を適用する。</p>